

財務監督課	特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（案）等について	令和4年7月7日
<p>1 趣旨</p> <p>特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（案）等に係る意見募集手続の結果を公表するとともに、同命令等を制定するもの。</p> <p>2 議決を受ける命令の一覧</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（案）（別添1）・ 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）（別添2） <p><意見募集手続の結果></p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記命令（案）に係る意見募集手続の結果（回答）（別添3）（別添4） <p>→令和4年5月19日から6月17日まで実施した意見募集手続について、意見に対する回答を令和4年7月22日（命令の公布と同日）に公表するもの。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>公布・施行（予定） 令和4年7月22日</p>		

○カジノ管理委員会規則
国土交通省令 第 号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十三条第一項、第二十五条第二項並びに第二十八条第一項から第五項まで、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）、第八項、第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）、第十一項並びに第十三項から第十八項までの規定に基づき、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令

（監査人事業監査報告の作成）

第一条 特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二十三条第一項の規定による監査については、この条に定めるところによる。

- 2 監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等（カジノ事業者又はカジノ施設供用事業者に限る。以下同じ。）及びその役員は、監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
- 一 当該認定設置運営事業者等の従業者（監査人を除く。）
- 二 その他監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- 4 監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該認定設置運営事業者等の他の監査人、親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第三条第三項において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により、認定設置運営事業者等の親会社とされる者をいう。）及び子会社（同条第三項、第四項及び第七項の規定により、認定設置運営事業者等の子会社とされる者をいう。第十九条第二項において同じ。）の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- 5 法第二十三条第一項の規定による監査報告（次項及び第十条第二号において「監査人事業監査報告」という。）の作成及びその内容の通知は、事業年度ごとに、行わなければならない。

6 監査人事業監査報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 監査人の監査（財務報告書又は四半期報告書に係るものを除く。第三号において同じ。）の
法及びその内容

二 当該認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に
違反する重大な事実があったときは、その事実

三 監査人の監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

四 監査人事業監査報告を作成した日

（請求の報告事項）

第二条 法第二十五条第二項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるも
のとする。

一 監査人の氏名

二 認定設置運営事業者等の名称

三 法第二十五条第一項の規定による請求（次号及び第五号において単に「請求」という。）を行っ
た日

四 請求の要旨

五 請求の内容

(会計の原則)

第三条 法第二十八条第一項の規定による会計の整理については、この条から第五条までに定めるところによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会（以下単に「企業会計審議会」という。）により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(事業年度)

第四条 認定設置運営事業者等の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、法第三十九条又は第二百二十四条の免許の日の属する事業年度は、当該免許の日からその後最初の三月三十一日までとする。

(勘定科目及び財務諸表)

第五条 認定設置運営事業者等の勘定科目の分類は、別表第一によらなければならない。

2 法第二十八条第一項の財務諸表でカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、個別財

務諸表、連結財務諸表、四半期個別財務諸表及び四半期連結財務諸表とする。

3 前項の個別財務諸表は、次に掲げるものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四 キャッシュ・フロー計算書

五 附属明細表として次に掲げるもの

イ 有価証券明細表

ロ 有形固定資産等明細表

ハ 社債明細表

ニ 借入金等明細表

ホ 引当金明細表

ヘ 資産除去債務明細表

ト 業務別固定資産明細表

チ 業務別営業収支明細表

4 第二項の連結財務諸表は、次に掲げるものとする。

- 一 連結貸借対照表
- 二 連結損益計算書
- 三 連結包括利益計算書
- 四 連結株主資本等変動計算書又は連結社員資本等変動計算書
- 五 連結キャッシュ・フロー計算書
- 六 連結附属明細表として次に掲げるもの
 - イ 社債明細表
 - ロ 借入金等明細表
 - ハ 資産除去債務明細表
- 5 第二項の四半期個別財務諸表は、次に掲げるものとする。
 - 一 四半期貸借対照表
 - 二 四半期損益計算書
 - 三 四半期キャッシュ・フロー計算書
 - 四 四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表
- 6 第二項の四半期連結財務諸表は、次に掲げるものとする。
 - 一 四半期連結貸借対照表

二 四半期連結損益計算書

三 四半期連結包括利益計算書

四 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

7 第三項から前項までに規定する財務諸表の様式は、別記第一号様式から別記第三十号様式までに
よらなければならない。

(認定設置運営事業者の区分経理の方法)

第六条 法第二十八条第二項の規定により、業務ごとに区分して会計を整理しようとする認定設置運
営事業者（カジノ事業者に限る。以下この条において同じ。）は、当該認定設置運営事業者が行う
業務に係る資産並びに費用及び収益について、別表第二に定める方法により整理しなければならない
い。

2 前項の規定にかかわらず、認定設置運営事業者は、その行う業務に係る資産及び費用について、
当該認定設置運営事業者の実情に応じた方法により整理することが適当である場合であつて、当該
方法を、あらかじめ別記第三十一号様式により、カジノ管理委員会及び国土交通大臣に届け出たと
きは、当該方法によることができる。

(認定施設供用事業者の区分経理の方法)

第七条 前条の規定は、認定施設供用事業者（カジノ施設供用事業者に限る。）について準用する。

この場合において、同条第一項中「第二十八条第二項」とあるのは、「第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

(財務報告書の記載事項等)

第八条 法第二十八条第四項第三号のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。

2 法第二十八条第四項に規定する財務報告書は、別記第三十二号様式により作成しなければならない。

(財務報告書の提出期限の承認の手続等)

第九条 認定設置運営事業者等が法第二十八条第四項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、カジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出しなければならない。

一 財務報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 財務報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項の承認申請書には、同項第二号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

3 カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があった場合において、

当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により財務報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る財務報告書の提出に関して法第二十八条第四項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る財務報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る財務報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（財務報告書の添付書類）

第十条 法第二十八条第五項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号に掲げる書類については、当該財務報告書の提出日前三年以内に同項の規定により添付して提出したものと変更がないときは、その添付を省略することができる。

一 定款

二 監査人事業監査報告

三 第十三条に規定する監査人財務監査報告

四 公認会計士等監査報告書（第三十条第一項に規定する公認会計士等監査報告書をいう。第十三条及び第十四条第一号において同じ。）

五 第三十四条第一項に規定する内部統制監査報告書

（監査人の財務報告書の監査）

第十一条 法第二十八条第六項の監査については、次条から第十四条までに定めるところによる。

（財務報告書の提供）

第十二条 財務報告書を作成した認定設置運営事業者等は、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）に対して財務報告書を提供しようとするときは、監査人に対しても財務報告書を提供しなければならない。

（監査人財務監査報告の内容）

第十三条 監査人は、財務報告書及び公認会計士等監査報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査人財務監査報告を作成しなければならない。

- 一 監査人の監査（財務報告書に係るものに限る。第六号において同じ。）の方法及びその内容
- 二 財務報告書（個別財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には、連結財務諸表を含む。次号及び第十七条において同じ。）を除く。）が法令又は定款に従い認定設置運営事業者等の状況

を正しく示しているかどうかについての意見

三 個別財務諸表についての公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

四 重要な後発事象（公認会計士等監査報告書の内容となつていないものを除く。）

五 公認会計士等の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

六 監査人の監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

七 設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況が相当でないとき、その旨及びその理由

八 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第一百八条第三号に規定する事項が財務報告書の内容となつており、当該事項についての意見

九 当該認定設置運営事業者等とその親会社等（認定設置運営事業者等が株式会社である場合にあっては会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号の二に規定する親会社等、認定設置運営事業者等が持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあっては社員をいう。以下この号において同じ。）との間の取引（当該認定設置運営事業者等と第三者との間の取引で当該認定設置運営事業者等とその親会社等との間の利益が相反するもの

を含む。)に係る次に掲げる事項が財務報告書の内容となつておるときは、当該事項についての意見

イ 当該取引をするに当たり当該認定設置運営事業者等の利益を害さないように留意した事項(当該事項がない場合にあつては、その旨)

ロ 当該取引が当該認定設置運営事業者等の利益を害さないかどうかについての当該認定設置運営事業者等の取締役(取締役会設置会社(会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。))にあつては、取締役会)又は当該取引をしようとした社員以外の社員の判断及びその理由

ハ 社外取締役(会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下このハにおいて同じ。)を置く認定設置運営事業者等において、ロに規定する取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

十 監査人財務監査報告を作成した日

(監査人財務監査報告の通知期限)

第十四条 監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に前条に規定する監査人財務監査報告の内容を通知しなければならない。

一 公認会計士等監査報告書を受領した日から一週間を経過した日

二 認定設置運営事業者等及び監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日
(確認書の様式)

第十五条 法第二十八条第七項に規定する確認書は、別記第三十三号様式により作成しなければならない。

(財務報告に係る内部統制の評価の基準)

第十六条 法第二十八条第八項に規定する財務報告に係る内部統制報告書については、この条から第十九条までに定めるところによるものとし、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従うものとする。

2 企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に該当するものとする。

(財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要な体制)

第十七条 法第二十八条第八項の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める体制は、個別財務諸表及び個別財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告が法令等に従って適正に作成されるための体制(第十九条第二項において「財務報告に係る内部統制」という。)とする。

(財務報告に係る内部統制報告書の様式)

第十八条 法第二十八条第八項に規定する財務報告に係る内部統制報告書は、別記第三十四号様式により作成しなければならない。

(財務報告に係る内部統制報告書の基準日)

第十九条 法第二十八条第八項の評価を行おうとする認定設置運営事業者等は、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制報告書を作成するものとする。

2 事業年度の末日が認定設置運営事業者等の連結決算日(以下この項において単に「連結決算日」という。)と異なる連結子会社(連結の範囲に含まれる子会社をいう。以下この項及び第二十八条において同じ。)について、当該連結子会社の当該事業年度に係る個別財務諸表を基礎として認定設置運営事業者等の連結財務諸表が作成されている場合には、当該連結子会社の当該事業年度の末日後、当該連結財務諸表に係る連結決算日までの間に当該連結子会社の財務報告に係る内部統制に重要な変更があった場合を除き、認定設置運営事業者等の財務報告に係る内部統制報告書を作成するに当たっての当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価については、当該連結子会社の当該事業年度の末日における当該連結子会社の財務報告に係る内部統制の評価を基礎として行うことができる。

(財務報告書等の訂正)

第二十条 法第二十八条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 提出日前に発生した当該財務報告書等に記載すべき重要な事実で、当該財務報告書等を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができなくなったこと。

二 当該財務報告書等に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
(四半期報告書の記載事項等)

第二十一条 法第二十八条第十一項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事項は、法人の概況及び事業の状況とする。

2 法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書は、別記第三十五号様式により作成しなければならない。

3 前項の四半期報告書には、第二十五条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告及び公認会計士等四半期レビュー報告書(第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レビュー報告書をいう。第二十四条において同じ。)を添付しなければならない。

(四半期報告書を提出しなければならない各期間から除かれる期間等)

第二十二条 法第二十八条第十一項のその事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間から除くカジ

ノ管理委員会規則・国土交通省令で定める期間は、当該各期間のうち最後の期間とする。

2 法第二十八条第十一項の当該各期間経過後四十五日以内のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める期間は、四十五日とする。

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十三条 認定設置運営事業者等が法第二十八条第十一項の承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、カジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出しなければならない。

一 四半期報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

三 当該承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項の承認申請書には、同項第二号に規定する理由を証する書面を添付しなければならない。

3 カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、第一項の規定による承認の申請があった場合において、当該認定設置運営事業者等が、やむを得ない理由により法第二十八条第十一項に規定する四半期報告書の提出期限（以下この項及び第三十七条第二号において「四半期報告書提出期限」という。）までに提出できないと認めるときは、当該申請のあった日後最初に到来する四半期報告書提出期限

から当該申請に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する四半期報告書提出期限までに提出することとされている四半期報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第二号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、カジノ管理委員会及び国土交通大臣は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

(監査人四半期監査報告の通知期限)

第二十四条 監査人は、公認会計士等四半期レビュー報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び公認会計士等に次条において読み替えて準用する第十三条に規定する監査人四半期監査報告の内容を通知しなければならない。

(四半期報告書に係る準用)

第二十五条 第十二条及び第十三条（第七号から第九号までを除く。）の規定は四半期報告書について、第十五条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第七項の規定により提出する確認書について、第二十条の規定は法第二十八条第十二項において準用する同条第十項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める事由について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「公認会計士等監査報告書」とあるのは「第三十条第一項に規定する公認会計士等四半期レ

ビュー報告書」と、「監査人財務監査報告」とあるのは「監査人四半期監査報告」と、同条第二号及び第三号中「個別財務諸表」とあるのは「四半期個別財務諸表」と、同条第二号中「連結財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（財務報告書等の公告）

第二十六条 法第二十八条第十三項の規定による公告は、次のいずれかの方法により、同項各号に掲げる書類をカジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出した後、遅滞なく、しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

（電子情報処理組織の使用による情報の提供）

第二十七条 法第二十八条第十四項の情報通信の技術を利用する方法であつてカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法のうち送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 前項に規定する方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 法第二十八条第十四項の措置（以下この条において単に「措置」という。）は、第一項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用する方法によらなければならない。

4 措置を講ずる場合には、当該措置の開始後三年を経過する日までの間（次項において「電子公告期間」という。）継続して当該措置を講じなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、電子公告期間中措置の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その措置の中断は、当該措置の効力に影響を及ぼさない。

一 措置の中断が生ずることにつき認定設置運営事業者等が善意でかつ重大な過失がないこと又は認定設置運営事業者等に正当な事由があること。

二 措置の中断が生じた時間の合計が電子公告期間の十分の一を超えないこと。

三 認定設置運営事業者等が措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、措置の中断が生じた時間及び措置の中断の内容を付して措置を講じたこと。

(公認会計士等と認定設置運営事業者等との特別の利害関係)

第二十八条 法第二十八条第十五項に規定する公認会計士に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する関係を有する場合

二 公認会計士法第二十四条の二(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはならない場合

三 公認会計士法第二十四条の三第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務を行ってはならない場合

四 監査証明を受けようとする認定設置運営事業者等(以下この条において「被監査会社」という。)について行う監査に補助者として従事する者(以下この条において「補助者」という。)が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合

六 公認会計士、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この号において「連結財務諸表規則」という。）第二条第八号及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下この号において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第十一号に規定する持分法が適用される非連結子会社（連結財務諸表規則第二条第六号及び四半期連結財務諸表規則第二条第九号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号及び四半期連結財務諸表規則第二条第十号に規定する関連会社をいう。）をいう。次項において同じ。）との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合

2 法第二十八条第十五項に規定する監査法人に係るカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

- 一 公認会計士法第三十四条の十一第一項に規定する関係を有する場合
- 二 公認会計士法第三十四条の十一の二の規定により同法第二条第一項に規定する業務を行ってはいない場合

- 三 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合
- 四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に掲げる関係を有する場合
- 五 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に掲げる関係を有する場合
- 六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第十五条第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合
- 七 被監査会社についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員、その配偶者又は補助者が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係（補助者については同項第七号に掲げる関係を除く。）を有する場合
- 八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使

用人である者がある場合又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第十五条第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第十五条第七号に掲げる関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項若しくは公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(公認会計士等の監査証明の基準及び手続)

第二十九条 法第二十八条第十六項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める基準及び手続は、次条から第三十五条までに定めるものとする。

(財務報告書等の監査証明の手続)

第三十条 法第二十八条第十五項前段の規定による財務報告書の監査証明は、財務報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等監査報告書（以下単に「公認会計士等監査報告書」という。）により、四半期報告書の監査証明は、四半期報告書の監査（次項及び第三十五条において「四半期レビュー」という。）を実施した公認会計士等が作成する公認会計士等四半期レビュー報告書（以下単に「公認会計士等四半期レビュー報告書」という。）により、それぞれ行うものとする。

2 前項に規定する公認会計士等監査報告書又は公認会計士等四半期レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従って実施された財務報告書の監査又は四半期レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

3 企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。

- 一 監査基準
- 二 監査に関する品質管理基準
- 三 四半期レビュー基準
- 四 監査における不正リスク対応基準

(公認会計士等監査報告書の提出期限)

第三十一条 公認会計士等は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、認定設置運営事業者等及び監査人（法第二十八条第六項の規定により監査人とみなされる者を含む。以下同じ。）に公認会計士等監査報告書を提出しなければならない。

- 一 財務報告書を受領した日から四週間を経過した日
- 二 認定設置運営事業者等、監査人及び公認会計士等の間で合意により定めた日があるときは、そ

の日

(公認会計士等四半期レビュー報告書の提出期限)

第三十二条 公認会計士等は、四半期報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び監査人に公認会計士等四半期レビュー報告書を提出しなければならない。

(公認会計士等の職務の遂行に関する事項)

第三十三条 公認会計士等は、監査人に対する第三十一条の規定による公認会計士等監査報告書の提出及び前条の規定による公認会計士等四半期レビュー報告書の提出に際して、当該公認会計士等についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、全ての監査人が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 公認会計士等の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
(財務報告に係る内部統制報告書の監査証明の手続)

第三十四条 法第二十八条第十五項後段の規定による財務報告に係る内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士等が作成する内部統制監査報告書(次項及び第四項において単に「内部統制監査報告書」という。)により行うものとする。

2 内部統制監査報告書は、この条に定めるところによるもののほか、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施された監査の結果に基づいて作成されなければならない。

3 企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。

4 内部統制監査報告書は、公認会計士等監査報告書と併せて作成するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(監査調書の作成及び備置)

第三十五条 公認会計士等は、財務報告書の監査、四半期レビュー又は内部統制報告書の監査（以下この条において「監査等」という。）の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調書として整理し、これをその事務所に備えておかなければならない。

(法令違反等事実の通知)

第三十六条 法第二十八条第十七項の規定による通知は、法令違反等事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を記載した書面により、当該認定設置運営事業者等の監査人その他これに準ずる者（同項に規定する適切な措置を講ずることについて他に適切な者

がある場合には、当該者）に対してしなければならない。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）

第三十七条 法第二十八条第十八項のカジノ管理委員会規則・国土交通省令で定める期間は、同条第十七項の規定による通知を行った日（以下この条及び次条第三号において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一 法第二十八条第四項に規定する財務報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二 四半期報告書提出期限の前日

（意見の申出の手続）

第三十八条 法第二十八条第十八項の規定による申出をしようとする公認会計士等は、次に掲げる事項を記載した書面を、カジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出しなければならない。

一 公認会計士等の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 認定設置運営事業者等の名称

三 通知日

四 意見の要旨

五 意見の内容（法第二十八条第十八項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。）

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別表第一 勘定科目表（第五条第一項関係）

資産

款	項
流動資産	現金及び預金
	営業未収入金
	特定資金貸付業務貸付金
	契約資産
	有価証券
	棚卸資産
	前渡金
	前払費用
	その他
	貸倒引当金
固定資産	有形固定資産
	建物
	構築物
	機械及び装置
	船舶
	車両運搬具
	器具及び備品
	土地
	リース資産
	建設仮勘定
	その他
	無形固定資産
	のれん
	ソフトウェア
	リース資産
	その他
	投資その他の資産
	投資有価証券
	関係会社株式
	長期前払費用
	前払年金費用
	繰延税金資産
	その他
繰延資産	創立費

	開業費
	株式交付費
	社債発行費
	開発費

負債

款	項
流動負債	営業未払金
	短期借入金
	リース債務
	未払金
	未払費用
	未払法人税等
	契約負債
	前受金
	預り金
	特定資金受入業務預り金
	前受収益
	(何) 引当金
	資産除去債務
	その他
固定負債	社債
	長期借入金
	関係会社長期借入金
	リース債務
	繰延税金負債
	(何) 引当金
	退職給付引当金
	資産除去債務
その他	

純資産

款	項
株主資本	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金

	その他利益剰余金
	自己株式
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	土地再評価差額金
新株予約権	新株予約権

収益及び費用

款	項
営業収益	営業収益
営業費用	商品等販売原価
	人件費
	広告宣伝費
	業務委託費
	消耗品費
	修繕費
	減価償却費
	国庫納付金及び認定都道府県等納付金
	租税公課
	貸倒引当金繰入額
	その他
営業外収益	受取利息
	有価証券利息
	受取配当金
	有価証券売却益
	その他
営業外費用	支払利息
	社債利息
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	有価証券売却損
	その他
特別利益	固定資産売却益
	その他
特別損失	固定資産売却損
	減損損失
	その他
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額	法人税等調整額
---------	---------

備考

- 1 「特定資金貸付業務貸付金」とは法第2条第8項第2号ハに規定する特定資金貸付業務に係る貸付金を、「特定資金受入業務預り金」とは同号ロに規定する特定資金受入業務に係る預り金をいう。
- 2 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2章から第3章の2まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第2章から第3章の2までの規定に準じて設定する。

別表第二 認定設置運営事業者等の区分経理の方法（第六条第一項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

- 1 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産並びに費用及び収益のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用若しくは収益として特定できるものは、それぞれの業務に直接配賦すること。
- 2 認定設置運営事業者等が行う業務に係る資産及び費用のうち、法第二十八条第二項又は第三項の業務に係る資産又は費用として特定できないものは、次の方法によって配賦すること。
 - 一 有形固定資産 施設の床面積比又は固定資産金額比
 - 二 無形固定資産 施設の床面積比又は固定資産金額比
 - 三 営業費用
 - イ 人件費 勤務時間比
 - ロ 広告宣伝費 営業収益の比
 - ハ 業務委託費 勤務時間比
 - ニ 消耗品費 勤務時間比
 - ホ 修繕費 固定資産金額比
 - ヘ 租税公課
 - (1) 固定資産税 固定資産金額比
 - (2) その他 勤務時間比
 - ト その他 営業収益の比

別記第一号様式（第五条第七項関係）
【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
営業未収入金	×××	×××
特定資金貸付業務貸付金	×××	×××
契約資産	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
前渡金	×××	×××
前払費用	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	×××	×××
構築物（純額）	×××	×××
機械及び装置（純額）	×××	×××
船舶（純額）	×××	×××
車両運搬具（純額）	×××	×××
器具及び備品（純額）	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産（純額）	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××
ソフトウェア	×××	×××
リース資産	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××
長期前払費用	×××	×××
前払年金費用	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
創立費	×××	×××
開業費	×××	×××
株式交付費	×××	×××
社債発行費	×××	×××
開発費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (年 月 日)	当事業年度 (年 月 日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払金	×××	×××
未払費用	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
契約負債	×××	×××
前受金	×××	×××
預り金	×××	×××
特定資金受入業務預り金	×××	×××
前受収益	×××	×××
(何) 引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
関係会社長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
(何) 引当金	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
(何) 積立金	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」の「その他」、「無形固定資産」の「その他」又は「投資その他の資産」の「その他」のうち、同一の種類
の資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち、同一の種類
の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。
「資本剰余金」については、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。「利益剰余金」については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。

別記第二号様式（第五条第七項関係）
【損益計算書】

	前事業年度				当事業年度			
	〔自 至〕	年	月	日〕	〔自 至〕	年	月	日〕
営業収益				×××				×××
営業費用				×××				×××
営業利益（又は営業損失）				×××				×××
営業外収益								
受取利息				×××				×××
有価証券利息				×××				×××
受取配当金				×××				×××
有価証券売却益				×××				×××
その他				×××				×××
営業外収益合計				×××				×××
営業外費用								
支払利息				×××				×××
社債利息				×××				×××
貸倒引当金繰入額				×××				×××
貸倒損失				×××				×××
有価証券売却損				×××				×××
その他				×××				×××
営業外費用合計				×××				×××
経常利益（又は経常損失）				×××				×××
特別利益								
固定資産売却益				×××				×××
その他				×××				×××
特別利益合計				×××				×××
特別損失								
固定資産売却損				×××				×××
減損損失				×××				×××
その他				×××				×××
特別損失合計				×××				×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）				×××				×××
法人税、住民税及び事業税				×××				×××
法人税等調整額				×××				×××
法人税等合計				×××				×××
当期純利益（又は当期純損失）				×××				×××

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

別記第三号様式（第五号第七項関係）

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 (何種 積立金)	繰越利益 剰余金								
当期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額															
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx					xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx					△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx					xxx
自己株式の処分								xxx	xxx						xxx
.....															
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	-	xxx	xxx	-	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 (何種 積立金)	繰越利益 剰余金								
当期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額															
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx					xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx					△xxx
当期純利益							xxx	xxx		xxx					xxx
自己株式の処分								xxx	xxx						xxx
.....															
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	-	xxx	xxx	-	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

（記載上の注記）

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」として、「株主資本」とあるのは「社員資本」とあるのとして記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。「資本剰余金」については、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。「利益剰余金」については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。

別記第四号様式（第五条第七項関係）
【キャッシュ・フロー計算書】

	前事業年度				当事業年度			
	自	年	月	日	自	年	月	日
(単位：百万円)								
営業活動によるキャッシュ・フロー								
営業収入				×××				×××
原材料又は商品の仕入れによる支出				△×××				△×××
人件費の支出				△×××				△×××
その他の営業支出				△×××				△×××
小計				×××				×××
利息及び配当金の受取額				×××				×××
利息の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
法人税等の支払額				△×××				△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出				△×××				△×××
有価証券の売却による収入				×××				×××
有形固定資産の取得による支出				△×××				△×××
有形固定資産の売却による収入				×××				×××
投資有価証券の取得による支出				△×××				△×××
投資有価証券の売却による収入				×××				×××
.....				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入				×××				×××
短期借入金の返済による支出				△×××				△×××
長期借入れによる収入				×××				×××
長期借入金の返済による支出				△×××				△×××
社債の発行による収入				×××				×××
社債の償還による支出				△×××				△×××
株式の発行による収入				×××				×××
自己株式の取得による支出				△×××				△×××
配当金の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
現金及び現金同等物に係る換算差額				×××				×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）				×××				×××
現金及び現金同等物の期首残高				×××				×××
現金及び現金同等物の期末残高				×××				×××

(記載上の注意)

- この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第5号様式によりキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第五号様式（第五条第七項関係）
【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度				当事業年度			
	〔自 年 月 日〕							
営業活動によるキャッシュ・フロー								
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			×××				×××	
減価償却費			×××				×××	
減損損失			×××				×××	
貸倒引当金の増減額（△は減少）			×××				×××	
受取利息及び受取配当金			△×××				△×××	
支払利息			×××				×××	
有形固定資産売却損益（△は益）			×××				×××	
営業未収入金の増減額（△は増加）			×××				×××	
特定資金貸付業務貸付金の増減額（△は増加）			×××				×××	
棚卸資産の増減額（△は増加）			×××				×××	
営業未払金の増減額（△は減少）			×××				×××	
特定資金受入業務預り金の増減額（△は減少）			×××				×××	
.....			×××				×××	
小計			×××				×××	
利息及び配当金の受取額			×××				×××	
利息の支払額			△×××				△×××	
.....			×××				×××	
法人税等の支払額			△×××				△×××	
営業活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出			△×××				△×××	
有価証券の売却による収入			×××				×××	
有形固定資産の取得による支出			△×××				△×××	
有形固定資産の売却による収入			×××				×××	
投資有価証券の取得による支出			△×××				△×××	
投資有価証券の売却による収入			×××				×××	
.....			×××				×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入			×××				×××	
短期借入金の返済による支出			△×××				△×××	
長期借入れによる収入			×××				×××	
長期借入金の返済による支出			△×××				△×××	
社債の発行による収入			×××				×××	
社債の償還による支出			△×××				△×××	
株式の発行による収入			×××				×××	
自己株式の取得による支出			△×××				△×××	
配当金の支払額			△×××				△×××	
.....			×××				×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
現金及び現金同等物に係る換算差額			×××				×××	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）			×××				×××	
現金及び現金同等物の期首残高			×××				×××	
現金及び現金同等物の期末残高			×××				×××	

（記載上の注意）

- この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第4号様式によりキャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第六号様式（第五条第七項関係）

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
計		

【債券】

銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）
計		

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額（百万円）
計		

（記載上の注意）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第10号に準じて記載すること。

別記第七号様式（第五条第七項関係）
【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

（記載上の注意）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第11号に準じて記載すること。

別記第八号様式（第五条第七項関係）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（％）	担保・保証	償還期限
合計	—	—			—	—	—

（記載上の注意）

附属明細表たる社債明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第12号に準じて、連結附属明細表たる社債明細表にあっては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第9号に準じて、それぞれ記載すること。

別記第九号様式（第五条第七項関係）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他有利子負債				
合 計			—	—

(記載上の注意)

附属明細表たる借入金等明細表にあっては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第13号に準じて、連結附属明細表たる借入金等明細表にあっては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第10号に準じて、それぞれ記載すること。

別記第十号様式（第五条第七項関係）

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)

(記載上の注意)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第14号に準じて記載すること。

別記第十一号様式（第五条第七項関係）

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）

（記載上の注意）

附属明細表たる資産除去債務明細表にあつては財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第15号に準じて、連結附属明細表たる資産除去債務明細表にあつては連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）様式第11号に準じて、それぞれ記載すること。

別記第十二号様式（第五条第七項関係）

【業務別固定資産明細表（認定設置運営事業者用）】

1 カジノ業務固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

2 カジノ行為区画内関連業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

3 国際会議場施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

4 展示等施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

5 魅力増進施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

6 送客施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

7 宿泊施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

8 来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

9 設置運営事業に附帯する業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 1 第6条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。
- 2 この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 「カジノ業務固定資産」とは、カジノ業務の用に供する固定資産をいう。
 - (2) 「カジノ行為区画内関連業務固定資産」とは、カジノ行為区画内関連業務の用に供する固定資産をいう。
 - (3) 「国際会議場施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (4) 「展示等施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第2号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (5) 「魅力増進施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第3号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (6) 「送客施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第4号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (7) 「宿泊施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第5号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (8) 「来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第6号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (9) 「設置運営事業に附帯する業務固定資産」とは、法第2条第3項第2号に掲げる事業に係る業務の用に供する固定資産をいう。

別記第十三号様式（第五条第七項関係）

【業務別固定資産明細表（認定施設供用事業者用）】

1 カジノ施設供用業務固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

2 国際会議場施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

3 展示等施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

4 魅力増進施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

5 送客施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

6 宿泊施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

7 来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物							
構築物							
機械及び装置							
船舶							
車両運搬具							
器具及び備品							
土地							
リース資産							
建設仮勘定							
その他							
有形固定資産計							
無形固定資産							
のれん							
ソフトウェア							
リース資産							
その他							
無形固定資産計							

(記載上の注意)

- 1 第7条において準用する第6条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。
- 2 この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 「カジノ施設供用業務固定資産」とは、カジノ施設供用業務の用に供する固定資産をいう。
 - (2) 「国際会議場施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (3) 「展示等施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第2号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (4) 「魅力増進施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第3号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (5) 「送客施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第4号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (6) 「宿泊施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第5号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。
 - (7) 「来訪・滞在促進寄与施設業務固定資産」とは、法第2条第1項第6号に掲げる施設に係る業務の用に供する固定資産をいう。

別記第十四号様式（第五条第七項関係）

【業務別営業収支明細表（認定設置運営事業者用）】

前事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

区分	カジノ業務	カジノ行為 区画内 関連業務	国際会議場 施設業務	展示等 施設業務	魅力増進 施設業務	送客 施設業務	宿泊 施設業務	来訪・滞在 促進寄与 施設業務	設置運営事業 に附帯する業 務	合計
営業収益										
営業費用										
商品等販売原価										
人件費										
広告宣伝費										
業務委託費										
消耗品費										
修繕費										
減価償却費										
国庫納付金及び認定都道府県等納付金										
租税公課										
貸倒引当金繰入額										
その他										
営業費用合計										
営業利益										

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

区分	カジノ業務	カジノ行為 区画内 関連業務	国際会議場 施設業務	展示等 施設業務	魅力増進 施設業務	送客 施設業務	宿泊 施設業務	来訪・滞在 促進寄与 施設業務	設置運営事業 に附帯する業 務	合計
営業収益										
営業費用										
商品等販売原価										
人件費										
広告宣伝費										
業務委託費										
消耗品費										
修繕費										
減価償却費										
国庫納付金及び認定都道府県等納付金										
租税公課										
貸倒引当金繰入額										
その他										
営業費用合計										
営業利益										

（記載上の注意）

- 第6条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。
- この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 - 「国際会議場施設業務」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「展示等施設業務」とは、法第2条第1項第2号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「魅力増進施設業務」とは、法第2条第1項第3号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「送客施設業務」とは、法第2条第1項第4号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「宿泊施設業務」とは、法第2条第1項第5号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「来訪・滞在促進寄与施設業務」とは、法第2条第1項第6号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「設置運営事業に附帯する業務」とは、法第2条第3項第2号に掲げる事業に係る業務をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「営業費用」の「その他」のうち、同一の種類の費用でその金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表にあつては、この様式中「前事業年度」とあるのは「前第 四半期累計期間」と、「当事業年度」とあるのは「当第 四半期累計期間」と、「100分の10」とあるのは「100分の20」とすること。この場合において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。

別記第十五号様式（第五条第七項関係）

【業務別営業収支明細表（認定施設供用事業者用）】

前事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

区分	カジノ施設 供用業務	国際会議場 施設業務	展示等 施設業務	魅力増進 施設業務	送客 施設業務	宿泊 施設業務	来訪・滞在 促進寄与 施設業務	合計
営業収益								
営業費用								
商品等販売原価								
人件費								
広告宣伝費								
業務委託費								
消耗品費								
修繕費								
減価償却費								
租税公課								
貸倒引当金繰入額								
その他								
営業費用合計								
営業利益								

当事業年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

区分	カジノ施設 供用業務	国際会議場 施設業務	展示等 施設業務	魅力増進 施設業務	送客 施設業務	宿泊 施設業務	来訪・滞在 促進寄与 施設業務	合計
営業収益								
営業費用								
商品等販売原価								
人件費								
広告宣伝費								
業務委託費								
消耗品費								
修繕費								
減価償却費								
租税公課								
貸倒引当金繰入額								
その他								
営業費用合計								
営業利益								

（記載上の注意）

- 第7条において準用する第6条第2項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。
- この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。
 - 「国際会議場施設業務」とは、法第2条第1項第1号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「展示等施設業務」とは、法第2条第1項第2号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「魅力増進施設業務」とは、法第2条第1項第3号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「送客施設業務」とは、法第2条第1項第4号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「宿泊施設業務」とは、法第2条第1項第5号に掲げる施設に係る業務をいう。
 - 「来訪・滞在促進寄与施設業務」とは、法第2条第1項第6号に掲げる施設に係る業務をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「営業費用」の「その他」のうち、同一の種類のものでその金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表にあっては、この様式中「前事業年度」とあるのは「前第 四半期累計期間」と、「当事業年度」とあるのは「当第 四半期累計期間」と、「100分の10」とあるのは「100分の20」とすること。この場合において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (年 月 日)	当連結会計年度 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
営業未収入金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
営業未収入金（純額）	×××	×××
特定資金貸付業務貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
特定資金貸付業務貸付金（純額）	×××	×××
契約資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
契約資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
建物及び構築物（純額）	×××	×××
機械装置及び運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
機械装置及び運搬具（純額）	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
その他（純額）	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××
リース資産	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
創立費	×××	×××
開業費	×××	×××
株式交付費	×××	×××
社債発行費	×××	×××
開発費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(年 月 日)	(年 月 日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
契約負債	×××	×××
特定資金受入業務預り金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
退職給付に係る負債	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」の「その他」、「無形固定資産」の「その他」又は「投資その他の資産」の「その他」のうち、同一の種類資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち、同一の種類負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。

（単位：百万円）

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	自 至	年	月	日	自 至	年	月	日
営業収益				×××				×××
営業費用				×××				×××
営業利益（又は営業損失）				×××				×××
営業外収益								
受取利息				×××				×××
受取配当金				×××				×××
有価証券売却益				×××				×××
持分法による投資利益				×××				×××
その他				×××				×××
営業外収益合計				×××				×××
営業外費用								
支払利息				×××				×××
有価証券売却損				×××				×××
持分法による投資損失				×××				×××
その他				×××				×××
営業外費用合計				×××				×××
経常利益（又は経常損失）				×××				×××
特別利益								
固定資産売却益				×××				×××
その他				×××				×××
特別利益合計				×××				×××
特別損失								
固定資産売却損				×××				×××
減損損失				×××				×××
その他				×××				×××
特別損失合計				×××				×××
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）				×××				×××
法人税、住民税及び事業税				×××				×××
法人税等調整額				×××				×××
法人税等合計				×××				×××
当期純利益（又は当期純損失）				×××				×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）				×××				×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

別記第十八号様式（第五条第七項関係）
【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	〔自 至〕	年	月	日〕	〔自 至〕	年	月	日〕
当期純利益（又は当期純損失）				×××				×××
その他の包括利益								
その他有価証券評価差額金				×××				×××
繰延ヘッジ損益				×××				×××
退職給付に係る調整額				×××				×××
……………				×××				×××
その他の包括利益合計				×××				×××
包括利益				×××				×××
（内訳）								
親会社株主に係る包括利益				×××				×××
非支配株主に係る包括利益				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計				
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額														
新株の発行	×××	×××			×××									×××
剰余金の配当			△×××		△×××									△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××									×××
自己株式の処分				×××	×××									×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自 年 月 日 至 年 月 日）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計				
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額														
新株の発行	×××	×××			×××									×××
剰余金の配当			△×××		△×××									△×××
親会社株主に帰属する当期純利益			×××		×××									×××
自己株式の処分				×××	×××									×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

（記載上の注意）

- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 持分会社である場合においては、「連結株主資本等変動計算書」とあるのは「連結社員資本等変動計算書」として、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。

別記第二十号様式（第五条第七項関係）
【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	〔自 至〕	年	月	日〕	〔自 至〕	年	月	日〕
営業活動によるキャッシュ・フロー								
営業収入				×××				×××
原材料又は商品の仕入れによる支出				△×××				△×××
人件費の支出				△×××				△×××
その他の営業支出				△×××				△×××
小計				×××				×××
利息及び配当金の受取額				×××				×××
利息の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
法人税等の支払額				△×××				△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出				△×××				△×××
有価証券の売却による収入				×××				×××
有形固定資産の取得による支出				△×××				△×××
有形固定資産の売却による収入				×××				×××
投資有価証券の取得による支出				△×××				△×××
投資有価証券の売却による収入				×××				×××
.....				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入				×××				×××
短期借入金の返済による支出				△×××				△×××
長期借入れによる収入				×××				×××
長期借入金の返済による支出				△×××				△×××
社債の発行による収入				×××				×××
社債の償還による支出				△×××				△×××
株式の発行による収入				×××				×××
自己株式の取得による支出				△×××				△×××
配当金の支払額				△×××				△×××
非支配株主への配当金の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
現金及び現金同等物に係る換算差額				×××				×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）				×××				×××
現金及び現金同等物の期首残高				×××				×××
現金及び現金同等物の期末残高				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第21号様式により連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

（単位：百万円）

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	自 至	年	月	日	自 至	年	月	日
営業活動によるキャッシュ・フロー								
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）				×××				×××
減価償却費				×××				×××
減損損失				×××				×××
のれん償却額				×××				×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）				×××				×××
受取利息及び受取配当金				△×××				△×××
支払利息				×××				×××
持分法による投資損益（△は益）				×××				×××
有形固定資産売却損益（△は益）				×××				×××
営業未収入金の増減額（△は増加）				×××				×××
特定資金貸付業務貸付金の増減額（△は増加）				×××				×××
棚卸資産の増減額（△は増加）				×××				×××
営業未払金の増減額（△は減少）				×××				×××
特定資金受入業務預り金の増減額（△は減少）				×××				×××
.....				×××				×××
小計				×××				×××
利息及び配当金の受取額				×××				×××
利息の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
法人税等の支払額				△×××				△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出				△×××				△×××
有価証券の売却による収入				×××				×××
有形固定資産の取得による支出				△×××				△×××
有形固定資産の売却による収入				×××				×××
投資有価証券の取得による支出				△×××				△×××
投資有価証券の売却による収入				×××				×××
.....				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入				×××				×××
短期借入金の返済による支出				△×××				△×××
長期借入れによる収入				×××				×××
長期借入金の返済による支出				△×××				△×××
社債の発行による収入				×××				×××
社債の償還による支出				△×××				△×××
株式の発行による収入				×××				×××
自己株式の取得による支出				△×××				△×××
配当金の支払額				△×××				△×××
非支配株主への配当金の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
現金及び現金同等物に係る換算差額				×××				×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）				×××				×××
現金及び現金同等物の期首残高				×××				×××
現金及び現金同等物の期末残高				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第20号様式により連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「連結会計年度」とは、連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

（単位：百万円）

	前事業年度	当第 四半期会計期間
	（ 年 月 日 ）	（ 年 月 日 ）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
営業未収入金（純額）	×××	×××
特定資金貸付業務貸付金（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
営業未払金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
特定資金受入業務預り金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

- この様式において、「四半期会計期間」とは、事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」のうち、同一の種類の資産でその額が資産の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち、同一の種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。

別記第二十三号様式（第五条第七項関係）

【四半期損益計算書】
【第 四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第 四半期累計期間				当第 四半期累計期間			
	自 至	年	月	日	自 至	年	月	日
営業収益				×××				×××
営業費用				×××				×××
営業利益（又は営業損失）				×××				×××
営業外収益								
受取利息				×××				×××
受取配当金				×××				×××
有価証券売却益				×××				×××
その他				×××				×××
営業外収益合計				×××				×××
営業外費用								
支払利息				×××				×××
有価証券売却損				×××				×××
その他				×××				×××
営業外費用合計				×××				×××
経常利益（又は経常損失）				×××				×××
特別利益								
固定資産売却益				×××				×××
その他				×××				×××
特別利益合計				×××				×××
特別損失								
固定資産売却損				×××				×××
減損損失				×××				×××
その他				×××				×××
特別損失合計				×××				×××
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）				×××				×××
法人税、住民税及び事業税				×××				×××
法人税等調整額				×××				×××
法人税等合計				×××				×××
四半期純利益（又は四半期純損失）				×××				×××

(記載上の注意)

- 1 四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成すること。
- 2 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の20を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 4 四半期累計期間に係る四半期損益計算書を作成するほか、第2四半期会計期間（7月1日から9月30日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成することができる。第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第3四半期会計期間（10月1日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期累計期間」とあるのは、「四半期会計期間」とすること。

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）
【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第 四半期累計期間				当第 四半期累計期間			
	〔自 至〕	年	月	日〕	〔自 至〕	年	月	日〕
営業活動によるキャッシュ・フロー								
営業収入				×××				×××
原材料又は商品の仕入れによる支出				△×××				△×××
人件費の支出				△×××				△×××
その他の営業支出				△×××				△×××
小計				×××				×××
利息及び配当金の受取額				×××				×××
利息の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
法人税等の支払額				△×××				△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出				△×××				△×××
有価証券の売却による収入				×××				×××
有形固定資産の取得による支出				△×××				△×××
有形固定資産の売却による収入				×××				×××
投資有価証券の取得による支出				△×××				△×××
投資有価証券の売却による収入				×××				×××
.....				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入				×××				×××
短期借入金の返済による支出				△×××				△×××
長期借入れによる収入				×××				×××
長期借入金の返済による支出				△×××				△×××
社債の発行による収入				×××				×××
社債の償還による支出				△×××				△×××
株式の発行による収入				×××				×××
自己株式の取得による支出				△×××				△×××
配当金の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
現金及び現金同等物に係る換算差額				×××				×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）				×××				×××
現金及び現金同等物の期首残高				×××				×××
現金及び現金同等物の四半期末残高				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第25号様式により四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第二十五号様式（第五条第七項関係）
【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第 四半期累計期間				当第 四半期累計期間			
	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕	〔 自 年 月 日 〕
営業活動によるキャッシュ・フロー								
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）			×××				×××	
減価償却費			×××				×××	
減損損失			×××				×××	
貸倒引当金の増減額（△は減少）			×××				×××	
受取利息及び受取配当金			△×××				△×××	
支払利息			×××				×××	
有形固定資産売却損益（△は益）			×××				×××	
営業未収入金の増減額（△は増加）			×××				×××	
特定資金貸付業務貸付金の増減額（△は増加）			×××				×××	
棚卸資産の増減額（△は増加）			×××				×××	
営業未払金の増減額（△は減少）			×××				×××	
特定資金受入業務預り金の増減額（△は減少）			×××				×××	
.....			×××				×××	
小計			×××				×××	
利息及び配当金の受取額			×××				×××	
利息の支払額			△×××				△×××	
.....			×××				×××	
法人税等の支払額			△×××				△×××	
営業活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出			△×××				△×××	
有価証券の売却による収入			×××				×××	
有形固定資産の取得による支出			△×××				△×××	
有形固定資産の売却による収入			×××				×××	
投資有価証券の取得による支出			△×××				△×××	
投資有価証券の売却による収入			×××				×××	
.....			×××				×××	
投資活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入			×××				×××	
短期借入金の返済による支出			△×××				△×××	
長期借入れによる収入			×××				×××	
長期借入金の返済による支出			△×××				△×××	
社債の発行による収入			×××				×××	
社債の償還による支出			△×××				△×××	
株式の発行による収入			×××				×××	
自己株式の取得による支出			△×××				△×××	
配当金の支払額			△×××				△×××	
.....			×××				×××	
財務活動によるキャッシュ・フロー			×××				×××	
現金及び現金同等物に係る換算差額			×××				×××	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）			×××				×××	
現金及び現金同等物の期首残高			×××				×××	
現金及び現金同等物の四半期末残高			×××				×××	

（記載上の注意）

- この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第24号様式により四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
営業未収入金（純額）	×××	×××
特定資金貸付業務貸付金（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
棚卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
営業未払金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
特定資金受入業務預り金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
退職給付に係る負債		
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
非支配株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

- この様式において、「四半期連結会計期間」とは、連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「流動資産」の「その他」、「有形固定資産」、「無形固定資産」の「その他」又は「投資その他の資産」のうち、同一の種類の資産でその金額が資産の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 「流動負債」の「その他」又は「固定負債」の「その他」のうち、同一の種類の負債でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載することとし、「自己株式」及び「新株予約権」の記載を要しない。

【四半期連結損益計算書】
【第 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 四半期連結累計期間				当第 四半期連結累計期間			
	〔自 至〕	年	月	日〕	〔自 至〕	年	月	日〕
営業収益				×××				×××
営業費用				×××				×××
営業利益（又は営業損失）				×××				×××
営業外収益								
受取利息				×××				×××
受取配当金				×××				×××
有価証券売却益				×××				×××
持分法による投資利益				×××				×××
その他				×××				×××
営業外収益合計				×××				×××
営業外費用								
支払利息				×××				×××
有価証券売却損				×××				×××
持分法による投資損失				×××				×××
その他				×××				×××
営業外費用合計				×××				×××
経常利益（又は経常損失）				×××				×××
特別利益								
固定資産売却益				×××				×××
その他				×××				×××
特別利益合計				×××				×××
特別損失								
固定資産売却損				×××				×××
減損損失				×××				×××
その他				×××				×××
特別損失合計				×××				×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）				×××				×××
法人税、住民税及び事業税				×××				×××
法人税等調整額				×××				×××
法人税等合計				×××				×××
四半期純利益（又は四半期純損失）				×××				×××
非支配株主に帰属する四半期純利益（又は非支配株主に帰属する四半期純損失）				×××				×××
親会社株主に帰属する四半期純利益（又は親会社株主に帰属する四半期純損失）				×××				×××

(記載上の注意)

- 四半期連結累計期間（連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成すること。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の20を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書を作成するほか、第2四半期連結会計期間（7月1日から9月30日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成することができる。第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第3四半期連結会計期間（10月1日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期連結累計期間」とあるのは、「四半期連結会計期間」とすること。

【四半期連結包括利益計算書】

【第 四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第 四半期連結累計期間				当第 四半期連結累計期間			
	自 至	年	月	日	自 至	年	月	日
四半期純利益（又は四半期純損失）				×××				×××
その他の包括利益								
その他有価証券評価差額金								
繰延ヘッジ損益				×××				×××
退職給付に係る調整額				×××				×××
持分法適用会社に対する持分相当額				×××				×××
.....				×××				×××
その他の包括利益合計				×××				×××
四半期包括利益				×××				×××
（内訳）								
親会社株主に係る四半期包括利益				×××				×××
非支配株主に係る四半期包括利益				×××				×××

（記載上の注意）

- 1 四半期連結累計期間（連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成すること。
- 2 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 3 四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成するほか、第2四半期連結会計期間（7月1日から9月30日までの期間をいう。）に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間（10月1日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期連結累計期間」とあるのは、「四半期連結会計期間」とすること。

別記第二十九号様式（第五条第七項関係）
【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第				四半期連結累計期間				当第				四半期連結累計期間			
	自	至	年	月	日	自	至	年	月	日	自	至	年	月	日	
営業活動によるキャッシュ・フロー																
営業収入																
原材料又は商品の仕入れによる支出																
人件費の支出																
その他の営業支出																
小計																
利息及び配当金の受取額																
利息の支払額																
.....																
法人税等の支払額																
営業活動によるキャッシュ・フロー																
投資活動によるキャッシュ・フロー																
有価証券の取得による支出																
有価証券の売却による収入																
有形固定資産の取得による支出																
有形固定資産の売却による収入																
投資有価証券の取得による支出																
投資有価証券の売却による収入																
.....																
投資活動によるキャッシュ・フロー																
財務活動によるキャッシュ・フロー																
短期借入れによる収入																
短期借入金の返済による支出																
長期借入れによる収入																
長期借入金の返済による支出																
社債の発行による収入																
社債の償還による支出																
株式の発行による収入																
自己株式の取得による支出																
配当金の支払額																
非支配株主への配当金の支払額																
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出																
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入																
.....																
財務活動によるキャッシュ・フロー																
現金及び現金同等物に係る換算差額																
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）																
現金及び現金同等物の期首残高																
現金及び現金同等物の四半期末残高																

（記載上の注意）

- この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第30号様式により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「四半期連結累計期間」とは、連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

（単位：百万円）

	前第 四半期連結累計期間				当第 四半期連結累計期間			
	（自 至	年	月	日）	（自 至	年	月	日）
営業活動によるキャッシュ・フロー								
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）				×××				×××
減価償却費				×××				×××
減損損失				×××				×××
のれん償却額				×××				×××
貸倒引当金の増減額（△は減少）				×××				×××
受取利息及び受取配当金				△×××				△×××
支払利息				×××				×××
持分法による投資損益（△は益）				×××				×××
有形固定資産売却損益（△は益）				×××				×××
営業未収入金の増減額（△は増加）				×××				×××
特定資金貸付業務貸付金の増減額（△は増加）				×××				×××
棚卸資産の増減額（△は増加）				×××				×××
営業未払金の増減額（△は減少）				×××				×××
特定資金受入業務預り金の増減額（△は減少）				×××				×××
.....				×××				×××
小計				×××				×××
利息及び配当金の受取額				×××				×××
利息の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
法人税等の支払額				△×××				△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー								
有価証券の取得による支出				△×××				△×××
有価証券の売却による収入				×××				×××
有形固定資産の取得による支出				△×××				△×××
有形固定資産の売却による収入				×××				×××
投資有価証券の取得による支出				△×××				△×××
投資有価証券の売却による収入				×××				×××
.....				×××				×××
投資活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー								
短期借入れによる収入				×××				×××
短期借入金の返済による支出				△×××				△×××
長期借入れによる収入				×××				×××
長期借入金の返済による支出				△×××				△×××
社債の発行による収入				×××				×××
社債の償還による支出				△×××				△×××
株式の発行による収入				×××				×××
自己株式の取得による支出				△×××				△×××
配当金の支払額				△×××				△×××
非支配株主への配当金の支払額				△×××				△×××
.....				×××				×××
財務活動によるキャッシュ・フロー				×××				×××
現金及び現金同等物に係る換算差額				×××				×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）				×××				×××
現金及び現金同等物の期首残高				×××				×××
現金及び現金同等物の四半期末残高				×××				×××

（記載上の注意）

- この様式は、間接法により記載する場合について示したものであり、別記第29号様式により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
- この様式において、「四半期連結累計期間」とは、連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間であって、連結決算日の前連結決算日の翌日から当該連結決算日までの期間をいう。）の開始の日から四半期連結会計期間（連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
- 法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

別記第三十一号様式（第六条第二項（第七条において準用する場合を含む。）関係）

認定設置運営事業者等の定める算定方法に係る届出書

年 月 日

カジノ管理委員会 殿
国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

- 特定複合観光施設区域整備法第28条第2項の業務に係る資産及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別表第2に定める方法よりも実情に応じた方法により整理することが適当であるため、同令第6条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。
- 特定複合観光施設区域整備法第28条第3項の業務に係る資産及び費用について、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令別表第2に定める方法よりも実情に応じた方法により整理することが適当であるため、同令第7条において準用する同令第6条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

資産又は費用の項目	算定方法	算定方法を定める理由

(記載上の注意)

- 1 該当する□にレ印を付けること。
- 2 「算定方法を定める理由」欄には、別表第2に定める方法よりも実情に応じた方法である理由を記載すること。
- 3 書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記第三十二号様式（第八条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】

財務報告書

【提出先】

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】

年 月 日

【事業年度】

第 期（自 年月日 至 年月日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2【沿革】

3【事業の内容】(2)

4【関係会社の状況】

5【従業者の状況】(3)

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2【事業等のリスク】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(4)

4【経営上の重要な契約等】

5【研究開発活動】

6【カジノ事業の収益の活用等の状況】

(1)【入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況】(5)

(2)【カジノ事業の収益を活用して実施した措置等】(6)

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】(7)

2【主要な設備の状況】(8)

3【設備の新設、除却等の計画】(9)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
計	

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【ライツプランの内容】

③【その他の新株予約権等の状況】

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	—	
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	—	
当該期間の末日における当該行使	—	

価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	—	

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株 式総数残 高 (株)	資本金増 減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【所有者別状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その 他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)									—
所有株式数 (単元)									
所有株式数 の割合 (%)								100	—

(6) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—				

(8)【役員・従業者株式所有制度の内容】

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
株主総会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存授権株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (年 月 日) での決議状況 (取得期間 年 月 日～ 年 月 日)		
当事業年度前における取得自己株式		

当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合 (%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数		—		—

3 【配当政策】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 (10)

(2) 【役員の状況】

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
計					

(3) 【監査の状況】 (11)

(4) 【役員報酬等】

(5) 【株式の保有状況】

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】(12)

- ① 【連結貸借対照表】
- ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
- ③ 【連結株主資本等変動計算書】
- ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【その他】

2 【個別財務諸表等】

(1) 【個別財務諸表】(13)

- ① 【貸借対照表】
- ② 【損益計算書】
- ③ 【株主資本等変動計算書】
- ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤ 【附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 財務報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第3号様式に準じて記載すること。この場合において、財務報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）は上場会社等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の4の7第1項に規定する上場会社等をいう。）とみなす。

b この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、提出会社が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。

(2) 事業の内容

当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」。（3）及び(9)において同じ。）現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下

「業務区分」という。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

なお、業務区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。

(3) 従業員の状況

a 当連結会計年度末現在の連結会社における従業員（役員を除く。以下同じ。）数を業務区分に関連付けて記載すること。

また、提出会社の当事業年度末現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数を業務区分に関連付けて記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当連結会計年度末までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 当連結会計年度末までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。(9)において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下(4)において「経営成績等」という。）の状況の概要を記載した上で、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、経営成績等の状況の概要にはaに掲げる事項を、経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容にはbに掲げる事項を含めて記載すること。

a 当連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度」。(5)から(8)までにおいて同じ。）における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して、その概要を記載すること。

b 経営成績等の状況に関して、事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。

(5) 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付状況

a 当連結会計年度における入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金について、それぞれの額、増減の理由等を、その計算の基礎となった入場者数とともに、記載すること。

- b 当連結会計年度における国庫納付金及び認定都道府県等納付金について、それぞれの額、増減の理由等を、その計算の基礎となったカジノ行為粗収益の額とともに、記載すること。
- (6) カジノ事業の収益を活用して実施した措置等
当連結会計年度におけるカジノ事業の収益を活用して実施した措置等を記載すること。当該措置等の記載に当たっては、「特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上」、「認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力」、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置」等について、項目ごとの内容、金額等を認定区域整備計画及び当該連結会計年度の事業計画と関連付けて具体的に記載すること。
- (7) 設備投資等の概要
当連結会計年度における設備投資の目的、内容及び投資金額を業務区分に関連付けて概括的に説明すること。
また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を業務区分に関連付けて記載すること。
- (8) 主要な設備の状況
当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。
- (9) 設備の新設、除却等の計画
当連結会計年度末現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、業務区分に関連付けて記載すること。
- (10) コーポレート・ガバナンスの概要
a 提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下aにおいて同じ。）に該当する会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する者についてはその旨の記載を含

む。)の記載を含む。)及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。

また、設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況として、内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理体制の整備及び運用状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況その他の提出会社の企業統治に関する事項について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

- b 提出会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

また、提出会社とその親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等という。以下bにおいて同じ。）との取引（当該提出会社と第三者との間の取引で当該提出会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の(a)から(c)までに掲げる事項を記載すること。

- (a) 当該取引をするに当たり提出会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）
- (b) 当該取引が提出会社の利益を害さないかどうかについての提出会社の取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。(c)において同じ。）の判断及びその理由
- (c) 社外取締役を置く提出会社において、(b)の取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

(11) 監査の状況

- a 監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。
- (a) 監査人監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査人が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。
- b 内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。
- (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 内部監査、監査人監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(12) 連結財務諸表

別記第16号様式から別記第21号様式までにより連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を、別記第8号様式、別記第9号様式及び別記第11号様式により連結附属明細表を作成すること。

(13) 個別財務諸表

別記第1号様式から別記第12号様式まで及び別記第14号様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表を作成すること。

別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

特定複合観光施設区域整備法第28条第7項

特定複合観光施設区域整備法第28条第12項

において準用する同条第7項

【提出先】

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】

年 月 日

【名称】

【代表者の役職氏名】

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

1 【財務報告書の記載内容の適正性に関する事項】

2 【特記事項】

(記載上の注意)

1 該当する□にレ印を付けること。

2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第4号の2様式に準じて記載すること。

別記第三十四号様式（第十八条関係）

【表紙】

【提出書類】

財務報告に係る内部統制報告書

【提出先】

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】

年 月 日

【名称】

【代表者の役職氏名】

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

- 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】
- 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】
- 3 【評価結果に関する事項】
- 4 【付記事項】
- 5 【特記事項】

（記載上の注意）

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第62号）第1号様式に準じて記載すること。

別記第三十五号様式（第二十一条第二項関係）

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【提出先】

カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】

年 月 日

【四半期会計期間】

第 期第 四半期（自 年 月 日 至 年 月 日）

【名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

2【事業の内容】(2)

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(3)

3【経営上の重要な契約等】

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	第 四半期会計期間 末現在発行数（株） （年 月 日）	提出日現在発行数 （株） （年 月 日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

②【その他の新株予約権等の状況】

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第 四 半 期 会 計 期 間 (年 月 日 から 年 月 日 まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株 式総数残 高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残 高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(5) 【大株主の状況】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
計	—				

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】 (4)

① 【四半期連結貸借対照表】

② 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

- ③【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
- (2)【その他】
- 2【四半期個別財務諸表等】
 - (1)【四半期個別財務諸表】(5)
 - ①【四半期貸借対照表】
 - ②【四半期損益計算書】
 - ③【四半期キャッシュ・フロー計算書】
 - ④【四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表】
 - (2)【その他】

(記載上の注意)

- (1) 一般的事項
 - a 四半期報告書の作成については、この様式の記載上の注意に定めるところによるものとし、この様式の記載上の注意に定めのない事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第4号の3様式に準じて記載すること。
 - b この様式（記載上の注意を含む。以下同じ。）は、四半期報告書を提出する事業者（以下「提出会社」という。）が認定設置運営事業者（株式会社に限る。）である場合について示したものであり、認定設置運営事業者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）に限る。）の場合及び認定施設供用事業者の場合については、これに準じて記載すること。
- (2) 事業の内容

当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期累計期間。（3）a及びcにおいて同じ。）において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、法第28条第2項の業務に係る経理を整理する区分（以下「業務区分」という。）ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。
- (3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げる事項のほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

 - a 当四半期連結累計期間における事業全体及び業務区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。

- b 事業全体及び業務区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容を、報告書に記載した他の項目の内容及び認定区域整備計画及び事業計画の実施状況と関連付けて記載すること。
 - c 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増加又は減少があった場合には、業務区分に関連付けて、その事情及び内容。
- (4) 四半期連結財務諸表
- 別記第26号様式から別記第30号様式までにより四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成すること。
- (5) 四半期個別財務諸表
- 別記第22号様式から別記第25号様式までにより四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を、別記第14号様式により四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表を作成すること。

内閣官房令、内閣府令、カジノ管理委員会規則、
 デジタル庁令、総務省令、法務省令、
 外務省令、財務省令、文部科学省令、
 厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、第 号
 国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、
 防衛省令

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

外務大臣 林 芳正

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

防衛大臣 岸 信夫

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一
部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、

六年

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省

令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	<p>別表（第二条関係）</p> <p>「一〇三十五の五 略」</p> <p>三十五の五の二 カジノ管理委員会及び国土交通省</p> <p>「三十五の六〇九十三 略」</p>
改正前	<p>別表（第二条関係）</p> <p>「一〇三十五の五 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「三十五の六〇九十三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令案」に関する意見募集の結果について

令和 4 年 7 月 22 日
カジノ管理委員会
観 光 庁

1. 意見募集の結果

カジノ管理委員会及び観光庁では、「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令案」につきまして、令和 4 年 5 月 19 日から同年 6 月 17 日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、6 の個人及び団体より計 19 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について別紙 1（特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

2. 公布・施行日

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布・施行されました。

3. 問い合わせ先

カジノ管理委員会 a.zaimu_public_comment@jerc.go.jp
カジノ管理委員会事務局意見募集担当 宛て
観光庁 hqt-audited-account@gxb.mlit.go.jp
観光庁参事官室意見募集担当 宛て

※件名には、必ず「パブリックコメント」とご記入ください。

※ファイル形式をテキスト形式にして送付してください。

※迷惑メール防止のため、「@」を「○」と表示しています。メールをお送りになる際には、「○」を「@」に直してください。

(参考) 公布された条文

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方

本「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会・国土交通省令第1号）	命令
特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和3年国土交通省令第75号）	省令

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会及び観光庁の考え方
1. 事業年度関係		
1	省令は、区域整備計画認定後の事業者に適用され、カジノ免許交付後は命令案が適用されると理解しているところ、カジノ免許交付後に事業年度が終了した場合には、当該事業年度に関して省令は一切適用されず、例えば省令に基づき財務報告書を国土交通大臣に提出する必要はない、という理解でよいか。	カジノ事業の免許を受けた認定設置運営事業者は、免許の日からその後最初の3月31日までの期間の財務報告書を命令別記第32号様式に従って作成し、カジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出する必要があります。 なお、免許の日の前日までの期間の財務報告書は、省令別記第32号様式に従って作成し、国土交通大臣に提出することになります。
2. 財務諸表等の様式関係		
2	法第28条第2項（命令案第6条の根拠）は区分経理を求めているが、区分経理を求める条文ではない法第28条第1項（命令案第5条の根拠）に基づき命令案第5条に別記様式が規定され、法第2条第1項各号の施設区分ごとのみの計上を求めており、共通部分や「それ以外の業務」の取扱いが不明である。そのため、法第28条第1項と第2項の関係を明らかにし、各業務に共通する部分等は命令案第6条に基づく方法により配賦することを明らかにすべき。	法第28条第1項では、認定設置運営事業者は、命令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の命令で定める財務諸表の様式を定めなければならないとされているため、命令第5条第7項により貸借対照表をはじめ法第28条第2項の区分経理に関する命令第5条第3項第5号トの「業務別固定資産明細表」、同チの「業務別営業収支明細表」を含む各財務諸表のよべき様式を別記様式として定めたところです。 これら業務別の明細表における業務区分については、「カジノ業務」、「カジノ行為区画内関連業務」、特定複合観光施設として法「第2条第1項各号に掲げる各施設ごとの業務」と「それ以外の業務」として法第2条第3項第2号の特定複合観光施設を設置し及び運営する事業に附帯する業務（「設置運営事業に附帯する業務」）に区分しています。これらの業務に係る資産及び費用のうち、いずれかの業務に係る資産又は費用として特定できないもの（いわゆる共通費等）は、命令第6条に基づき、別表第2の2に示す方法によって配賦することとし、また、設置運営事業者の実情に応じた方法により整理することが適当な場合は届け出た方法によって配賦することができることとしています。
3	貸倒引当金の表示方法について、単体（別記第1号様式）と連結（別記第16号様式）で異なっており、連結側でのみ営業未収入金と特定資金貸付業務貸付金に分けて貸倒引当金の表示が求められている理由がなければ、統一した表示が望ましい。	貸倒引当金について、別記第16号様式の連結貸借対照表では、有価証券報告書に添付される連結貸借対照表と同様の取扱いとしたものです。また、別記第1号様式の個別貸借対照表では、特例財務諸表提出会社の貸借対照表と同様の取扱いとし併せて附属明細表として命令第5条第3項第5号ホに定める引当金明細表において内訳を明らかにすることとしたものです。
4	カジノ免許が交付されるまでの間も省令に基づく財務報告書等を命令案の勘定科目表等に従った形式で作成することを可能とする運用を検討してほしい。命令案で追加された項目等は「該当事項なし」といった記載となるが、閲覧時の利便性の向上という観点からもメリットがある。	カジノ事業の免許を受けていない認定設置運営事業者は、財務諸表等を省令で定める様式に従い作成する必要がありますが、省令別記第1号様式等の「記載上の注意」に基づき、認定設置運営事業者がカジノ事業の免許の付与前後の状況を比較可能にすることが認定設置運営事業者の財産等の状況を明らかにするために必要とする場合等には、命令で示した勘定科目を加えることができます。
5	事業年度終了時にはカジノ免許が交付されておらず、財務報告書提出時までの間にカジノ免許が交付された場合に、命令案の様式ではなく省令の様式に従った財務報告書を作成することで足りることとしてほしい。	カジノ事業の免許を受ける前の事業年度の財務報告書については、省令が適用されるため、当該財務報告書の提出時にカジノ事業の免許を受けているかどうかにかかわらず、省令に定める様式に従って作成し国土交通大臣に提出することとなります。
6	省令別記第32号様式では「有害な影響の排除のための措置」を「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目に記載する（同様式記載上の注意(4) b参照）ことになっているが、命令案別記第32号様式では「カジノ事業の収益を活用して実施した措置等」の項目に記載する（同様式記載上の注意(6)参照）ことになっている。両者における「有害な影響の排除のための措置」の記載方法は統一してほしい。	省令別記第32号様式記載上の注意(4) bの「有害な影響の排除のための措置の実施状況等」と命令別記第32号様式記載上の注意(6)の「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置の内容、金額等」については、同様の記載内容を想定しています。 なお、命令においては、認定設置運営事業者がカジノ事業の免許を受けた後に行う「認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力」等の「カジノ事業の収益を活用して実施した措置等」について記載を求めることとしており、当該項目と統合することで事業者の取組を一括して報告できるようにしたものです。
3. 区分経理の方法関係		
7	区域整備計画認定後カジノ免許交付前において、省令第6条第2項に従って届け出た区分経理の方法について、カジノ免許交付後に命令案第6条第2項に従って同内容の方法を届け出た場合、従前に採用していた区分経理の方法が認められる（省令に基づく届出に従って区分経理をしていたときと異なる対応を求められない。）という理解でよいか。 また、命令案第6条第2項に従ってカジノ管理委員会及び国土交通大臣の両方に同じ内容の届出を行った場合において、区分経理の方法等についてカジノ管理委員会と国土交通省から異なる対応を求められる事態が生じないと理解してほしい。	届け出た区分経理の方法が適用される費用等範囲や性質にもよるため一概にお答えすることは困難ですが、届出書に記載された「別表第2に定める方法よりも実情に応じた方法である理由」が、カジノ事業の免許を受けた後においても引き続き成り立つものであれば、命令の適用後も同内容の配賦方法によることができるものと考えられます。 ご意見の「異なる対応を求められる事態」がどのようなものを想定されているか必ずしも明らかではありませんが、カジノ事業の免許を受けた認定設置運営事業者は、命令第6条第2項に基づき、別記第31号様式による同じ内容の届出書をカジノ管理委員会及び国土交通大臣に届け出ること、当該届け出た方法によることができるものです。
8	命令案第6条第2項に関して、具体的にはいつまでにカジノ管理委員会及び国土交通大臣に届け出れば、いつから当該区分経理の方法によることができるのか規定しても良いかと思われる。例えば、ある事業年度（又は四半期会計期間）の開始前までに届け出れば、当該事業年度（又は当該四半期会計期間）から当該方法によることができる等、解釈を示してほしい。	区分経理の方法に関する命令第6条第2項に基づく届出は、届け出た区分経理の方法が適用される財務報告書又は四半期報告書をカジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出するまでに行う必要があります。
9	命令案第6条第1項では、認定設置運営事業者が行う業務に係る資産並びに費用及び「収益」について別表第2に従い整理すべきとされているのに対し、同条第2項では当該業務に係る資産及び費用について別記第31号様式に基づいて届け出られた区分経理の方法に従い整理できるとされているが、同条第2項が適用される場合に、同条第1項にある「収益」の費目が削除されている理由を示してほしい。	収益については、法第28条第2項又は第3項のいずれの業務に係る収益かが基本的には特定できるものと想定しており、別表第2の1に基づき、それぞれの業務に直接配賦することとしているものです。
10	業務別営業収支明細表における国庫納付金及び認定都道府県等納付金は、カジノ業務に直接配賦される形で記載するとの理解でよいか。	国庫納付金及び認定都道府県等納付金については、カジノ業務に係る費用として特定し、カジノ業務に直接配賦することを想定しています。
4. 財務報告書等の公告関係		
11	財務報告書等の公告について、事業年度終了時にはカジノ免許が交付されておらず、公告時にはカジノ免許が交付されている場合には省令に基づいて公告を実施すれば足り、命令案に基づく公告は必要ないとの理解でよいか。	カジノ事業の免許を受ける前の事業年度の財務報告書等は、省令に基づき国土交通大臣に提出及び公告することになります。当該財務報告書等は、カジノ事業の免許を受けた後に提出及び公告する場合であっても、カジノ事業の免許を受ける前の事業年度の経理の状況等について記載したものであるため、命令に基づきカジノ管理委員会及び国土交通大臣に提出及び公告する必要はありません。

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
施行規則の一部を改正する命令案」に関する意見募集の結果について

令和 4 年 7 月 22 日
カジノ管理委員会
観 光 庁

1. 意見募集の結果

カジノ管理委員会及び観光庁では、「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」につきまして、令和 4 年 5 月 19 日から同年 6 月 17 日までの間、広く意見の募集を行いましたところ、3 の個人及び団体より計 3 件の御意見をいただきました。今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見のうち、本件の対象となる事項についての御意見の概要及びそれに対する考え方について別紙 1（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方）のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、いただいた御意見については、必要に応じ整理・要約しております。

このほか、本件と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

2. 公布・施行日

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令は、法制的観点から所要の検討を加えた上で、本日公布・施行されました。

3. 問い合わせ先

カジノ管理委員会	a.zaimu_public_comment@jcrc.go.jp カジノ管理委員会事務局意見募集担当 宛て
観光庁	hqt-audited-account@gxb.mlit.go.jp 観光庁参事官室意見募集担当 宛て

※件名には、必ず「パブリックコメント」とご記入ください。

※ファイル形式をテキスト形式にして送付してください。

※迷惑メール防止のため、「@」を「○」と表示しています。メールをお送りになる際には、「○」を「@」に直してください。

(参考) 公布された条文

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方

本「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案案に関する意見の概要及びそれに対するカジノ管理委員会及び観光庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）	法
関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成16年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）	規則
特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和4年カジノ管理委員会・国土交通省令第1号）	命令

※いただいた意見については必要に応じ整理・要約しています。

No.	意見の概要	カジノ管理委員会及び観光庁の考え方
1	法等に基づく手続について、実務上可能な限りオンライン化することを希望する。	今回の規則改正により、法及び命令に基づく手続等について、電子情報処理組織を使用して行うことができるため、可能な限り当該方法により行えるようしてまいります。